

「地域生活支援拠点等の整備等に関する実態調査」  
各自治体等の概要版

千葉県 千葉市

# 目次

# CONTENTS



2

| **01** | 千葉市の概要

3

| **02** | 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

4

| **03** | 各機能の具体的な内容

6

| **04** | 地域生活支援拠点等のイメージ図

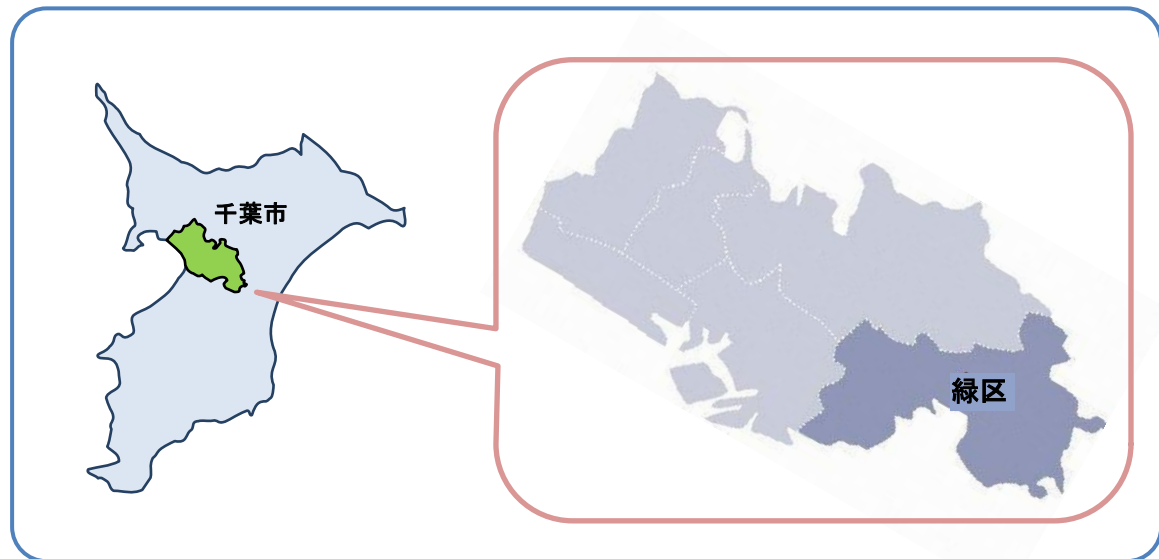
7

| **05** | 地域生活支援拠点等における支援の事例

8

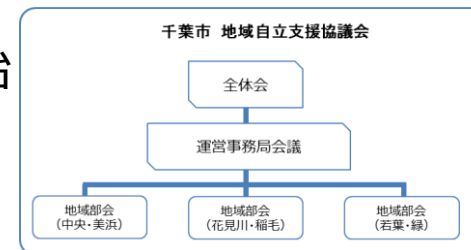
| **06** | 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- 人口 973,856人（平成29年4月1日現在）
- 障害者の状況（平成29年3月末現在）
  - ※ 地域生活支援拠点等の対象地域である緑区の状況
  - ・障害者数 5,682人
  - ・身体障害者手帳所持者 3,898人
  - ・療育手帳所持者 884人
  - ・精神障害者保健福祉手帳所持者 900人
- 千葉市の位置



## 整備のプロセス

- 国の方針が出された平成26年度以降、毎年知的障害者の親の会が整備を要望
- 平成28年9月に地域自立支援協議会で検討を開始
- 相談支援事業者へのアンケートと意見交換会で地域課題の優先順位を把握  
(1位緊急時の受け入れ、2位相談)
- 障害者相談事業や地域自立支援協議会での実績等から、社会福祉法人あしたばに決定



## 整備類型

## 面的整備型

(社会福祉法人あしたばがもつ機能とコーディネートによる面的整備)

## 概要

- 地域（緑区）と障害（知的）を限定したスモールスタートとする
- スモールスタートの利点を生かし、四半期毎に検証を行い、新たな課題への対応が可能
- 「緊急時の一次受け入れは市で確保する空床で、長期化対応は市内の短期入所で」という緊急時の段階別対応を検討中
- 障害サービス未利用者の緊急時や親亡き後の備えとして、見守り、啓発や体験、障害サービスの利用を勧奨

## 相談

- 電話や窓口の一次対応は、同一建物内の委託相談支援事業所が行い（窓口一本化）、緊急を要する案件は地域生活支援拠点等担当のコーディネーターが引き継いで対応
- 地域生活支援拠点等の予算は800万円
- 夜間、休日は併設の入所施設が電話を受け、必要に応じて相談支援専門員に連絡（実績として緊急案件は少ない）
- 介護との連携に向け、介護担当者の説明会への参加などの働きかけを積極的に実施
- 「緊急時の潜在的ニーズ」の早期把握に向け、地域や関連事業所に情報発信を実施

## 緊急時の受け入れ

- 原則事前登録制により、社会福祉法人あしたばのもつ短期入所で緊急時の受け入れを実施
- 平成30年度は、緊急時の一次的な受け入れ（14日程度）のための空床を確保し、長期化の場合に、二次的な受け入れ場所として既存の短期入所事業者を引き継ぐ体制に変更することを実施

## 体験の機会、 場

- 親亡き後や緊急時の対応を見据え、障害者と家族に自立支援の必要性と障害サービス制度の普及、啓発を行い、サービス利用につなげることを重視
- 現在、グループホームの体験利用は、空きが出た場合に長期利用予定の人がそのグループホームに合うかの試しとして実施しており、通過型のグループホームは検討課題である

## 専門的人材 の確保・養成

- 相談支援専門員育成のための研修を開催。「障害種別にとらわれない相談支援専門員の育成」や「制度にとらわれない（公的サービス以外のインフォーマルなものを生み出す発想力をもつ）人材育成」などをテーマとした研修を開催

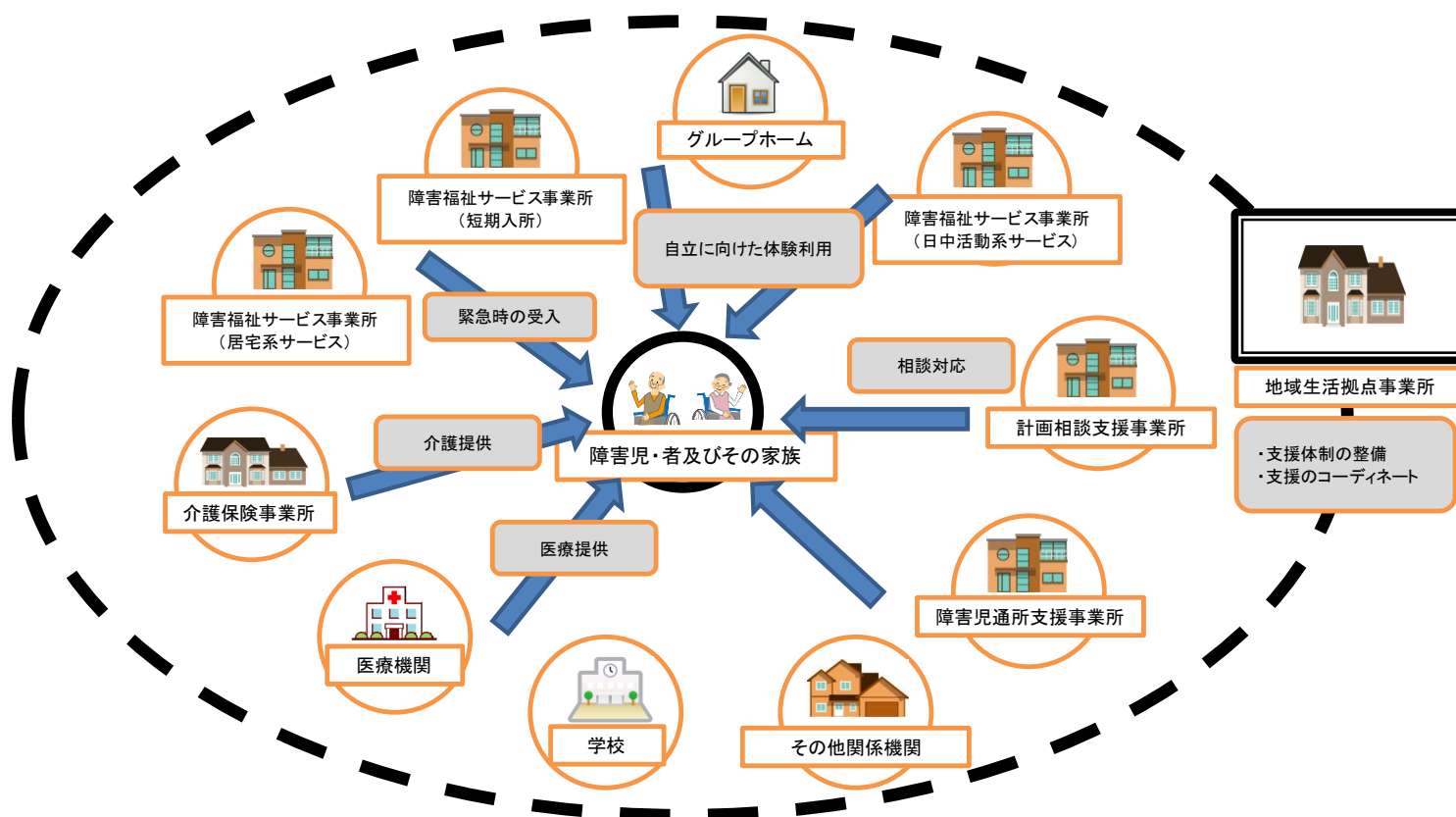
## 地域の体制 づくり

- 地域生活支援拠点等への協力機関として、「ネットワーク登録名簿」に登録。障害福祉サービス事業所に限らず、医療機関、小学校等、制度を越えて関係機関が登録。他分野の支援の中で見つかった支援ニーズの共有などが可能に
- 地域に見守り等が必要な障害者がいることを知ってもらうため、地域運営委員会、多職種連携会議、子供・若者総合相談センター、地域支え合い型訪問通所支援などと連携し、地域の中で見守る体制等を構築していく

## その他

- 緊急性があり見守り等が必要な人に、原則登録制で社会福祉法人あしたばによる電話や自宅訪問、関係先への見回り等の定期的な見守りサービスを実施
- 地域定着支援や自立訓練等の障害福祉サービスにつなぐまでの顔つなぎとして、顔を見せることで信頼関係を築くことに重点を置いている

- 社会福祉法人あしたばがもつ機能とコーディネートによる面的整備（緑区・知的障害児のみ対象）
- 緊急性があり見守り等が必要な人に、原則登録制で、電話や自宅訪問、関係先への見回り等の定期的な見守りサービスを実施
- 地域生活支援拠点事業所が支援体制を構築するとともに、支援のコーディネートを行い、障害者児に住まい、生活支援、見守り、介護などを一体的に提供する



## 利用事例

## 1

**利用者の属性**

- ・50代男性、療育手帳①-2、ダウン症候群、母90代、70代のきょうだいと同居
- ・個別サービスにつながっていない
- ・家族が高齢で、早急に何らかのサービスにつなげなければ、何かあった場合には一家が崩壊してしまう状況である

**利用した経緯**

- ・母親が利用する居宅介護支援事業所からあんしんケアセンター（地域包括支援センター）を通じて地域生活支援拠点等事業所に連絡があり初めて問題が発覚した
- ・住居はかなり乱雑で衛生的にも問題あり
- ・本人はワークホームに席を置くが、今はほとんど通えていない。ダウン症特有の引きこもりの症状が見える
- ・きょうだいは本人に対して無関心である（何の感情ももっていない）。一方で、母親が頑なに信望する支援者を持ち、公正な支援が伝わりにくい状況である
- ・緊急時の対応に備えて、利用可能なサービスと受け入れ可能な事業所とのネットワーク構築を急いでいる

**利用の効果等**

- ・短期間で効果が表れるケースではないが、関係機関を交えた支援会議、見守り等の支援を継続しながら、「このような人がいるので、何かあったらお願いしたい」という緊急時の対応の体制構築を行っている

## 利用事例

## 2

**利用者の属性**

- ・40代男性、療育手帳B-2、離婚子ども3人（すべてMR）と同居
- ・本人は、生活歴などから知的障害は明らかだが、手帳の再交付を頑なに固辞する
- ・子ども3人とも、小・中学校の特別支援学級に在籍

**利用した経緯**

- ・平成28年から委託相談支援事業所で担当、4人家族丸ごとの支援ということで、委託相談支援事業所では対応困難になり、地域生活支援拠点等事業とタイアップしながらサポート体制を検討することになった
- ・本人の公的サービスの利用が一切ないことから、非公式の支援が求められる対応に苦労する
- ・本人は「障害者ではない」と強く主張するが、公営住宅の入居手続きや民間アパートの退去に伴う代理人との金銭的トラブル等の司法的支援、近隣とのコミュニケーション等、その都度、支援者が直接対応せざるを得ない状況である
- ・現在は、本人から電話相談が21時以降に週2～3回、訪問は週2回程度の他、学校や区役所等の関係機関に月5～6回出向いている
- ・区こども家庭課から相談が持ち込まれてから約1年強。離婚や転居間もないこともあり、1つの過渡期とも取れるが、対応困難な状況が続きそうである

**利用の効果等**

- ・可能な限り、地域のインフォーマルな支援を積極的に考えなければならぬが、本人はこれまでの様々な人間関係の中で、蔑みやいじめといった負の思いが強く、時間をかけた丁寧な環状づくりが必要である
- ・特に親交のある身寄りや友人がいないため、委託相談支援事業所への連絡が家族にとって生命線になっている



## ● 「緊急時の対応が必要となる潜在的ニーズ」の早期把握

親が高齢になったり体調を崩すことで、介護サービス関連から障害者の存在が表面化する委託相談支援事業所の相談の中で福祉サービスに繋がっていないが障害が疑われるケース等の連絡がある。このようなケースは、緊急性は高いが、本人の特性や周辺環境の把握から始める必要があるため、迅速な対応が困難である。そのため、緊急時に備えて、潜在ニーズの早期把握が重要である。また、すでに福祉サービスを利用するための計画相談事業を利用している人たちについては、近い将来において緊急対応が必要と予測されるケース等に対して十分な啓発が行えるよう働きかけていくことが重要である。

## ● 短期入所の空き情報の共有化

現在、短期入所の空き情報は相談支援専門員が独自で把握しており、空き情報の共有化が課題となっている。

## ● 委託相談事業所と地域生活支援拠点等の相談の役割分担

相談は「人につく」という面がある。相談に関して、委託相談事業所と地域生活支援拠点等の切り分けが難しい。

## ● 全市への展開

地域を細分化して3障害に対応できる体制は、まだ整っていない。効率的な事業運営のためにどこまで行政が関わるべきかを判断したうえで、最終的な地域生活支援拠点等の形を作りたい。